

障がいに係る手当・年金を受けたいとき

特別障害者手当

20歳以上で著しく重度の障がいがあるため、日常生活で常時特別の介護を必要とする方に支給されます。手当は障がい者本人へ支給されます。身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の所有の有無は問いません。年金を受給していても併給できます。

● 支給要件

20歳以上の在宅で生活をしている方で、精神・身体に著しく重度の障がい※があり、日常生活で常時特別な介護を必要とする状態である。

※ 障がいの種別（精神・知的・視覚・肢体不自由など）ごとに、該当する障がいの数値や状態など詳細に定められています。

● 支給制限（次の場合には、手当を受けることができません）

- ① 本人が入院中もしくは福祉施設入所者
- ② 受給中に3カ月以上入院するとき

※ 受給者本人、配偶者および扶養義務者の所得により、制限があります。

● 手当の額と支給月

月額 29,590円（手当の額は改定されることがあります）

手当は2月、5月、8月、11月に、それぞれの前月までの手当をまとめて支給されます。

● 申請に必要な書類

1	特別障害者手当認定請求書（指定様式あり）
2	特別障害者手当所得状況届（指定様式あり）
3	特別障害者手当認定診断書（指定様式あり）※ 障がいの種類による
4	請求者本人が受給する公的年金等の収入額の分かるもの （振込決定通知書、預貯金通帳など）
5	請求者本人名義の預貯金口座の分かるもの（預貯金通帳等）
6	転入の場合は、前住所地発行の所得課税証明書

お問い合わせ

保健福祉課 子育て・福祉グループ（役場庁舎1F） ☎ 72-2035

障害児福祉手当

20歳未満で重度の障がいがあるため、日常生活で常時の介護を必要とする方に支給されます。手当は児童本人へ支給されます。身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の所有の有無は問いません。児童の養育者が特別児童扶養手当を受給している場合にも併給できます（特別児童扶養手当の1級のうち、最重度の場合に該当します）。

● 支給要件

20歳未満の在宅で生活をしている児童で、精神・身体に著しく重度の障がい^{*}があり、日常生活で常時特別な介護を必要とする状態である。

※ 障がいの種別（精神・知的・視覚・肢体不自由など）ごとに、該当する障がいの数値や状態など詳細に定められています。

● 支給制限（次の場合には、手当を受けることができません）

- ① 児童が入院中もしくは福祉施設入所児
- ② 受給中に3カ月以上入院するとき

※ 受給者本人および扶養義務者の所得により、制限があります。

● 手当の額と支給月

月額 16,100 円（手当の額は改定されることがあります）

手当は2月、5月、8月、11月に、それぞれの前月までの手当をまとめて支給されます。

● 申請に必要な書類

1	障害児福祉手当認定請求書（指定様式あり）
2	障害児福祉手当所得状況届（指定様式あり）
3	障害児福祉手当認定診断書（指定様式あり）※ 障がいの種類による
4	請求者（児童）本人名義の預貯金口座の分かるもの（預貯金通帳等）
5	療育手帳（お持ちの方）
6	転入の場合は、前住所地発行の所得課税証明書

お問い合わせ

保健福祉課 子育て・福祉グループ（役場庁舎1F） ☎ 72-2035

特別児童扶養手当

重度の障がいがある20歳未満の児童を監護する父もしくは母、または父母に代わってその児童を養育している方（以下「請求者」といいます）に支給されます。障がいの程度により、1級（重度）と2級（中度）に分けられます。手当は請求者へ支給されます。児童手当、児童扶養手当、障害児福祉手当との併給は可能です。

- 手当の対象となる可能性のある児童の障がいの程度
身体障害者手帳 1級～3級および4級の一部
療育手帳の判定がAおよびBの一部
- 支給制限（次の場合には、手当を受けることができません）
 - ① 児童および父、母または養育者が日本国内に住んでいないとき
 - ② 児童が障がいによる公的年金を受けることができるとき
 - ③ 児童が児童福祉施設（母子生活支援施設・保育所・通園施設を除く）に入所しているとき
- 手当の額と支給月
1級 月額 56,800円
2級 月額 37,830円（手当の額は改定されることがあります）
手当は4月、8月、11月に、それぞれの前月（11月は当月）までの手当をまとめて支給されます。

● 申請に必要な書類

1	特別児童扶養手当認定請求書（指定様式あり）
2	特別児童扶養手当認定診断書（指定様式あり）※ 障がいの種類による
3	戸籍謄本または抄本（請求者と児童が家族であると分かるもの）
4	住民票（世帯全員の続柄が記載されたもの）
5	所得状況等の確認に関する同意書（指定様式あり）
6	請求者本人名義の預貯金口座の分かるもの（預貯金通帳等）
7	転入の場合は、前住所地発行の所得課税証明書
8	別居監護証明書（請求者が児童と別居している場合）

※ 身体障害者手帳または療育手帳をお持ちの場合は診断書の提出を省略できる場合があります。

お問い合わせ

保健福祉課 子育て・福祉グループ（役場庁舎1F） ☎ 72-2035

在宅寝たきり障害者等介護手当

在宅で、寝たきり重度心身障害者および寝たきり特定疾患者の介護をしている方へ手当を支給します。

特別児童扶養手当の支給対象児童を介護する方、介護を職業として報酬を得ている方は支給対象になりません。

● 受給資格

寝たきり重度心身障害者	65歳未満で寝たきりの状態にあるため、 <u>日常生活の介護*</u> を受けている次のいずれかに該当する方 ● 身体障害者手帳の交付を受けている方 ● 重度の知的障がいと診断されている方
特定疾患者	65歳未満の特定疾患医療受給者等で、寝たきりの状態にあるため、 <u>日常生活の介護*</u> を受けている方

※ 日常生活の介護

次の日常生活動作のうち、2つ以上に対して常時介護を行っている場合

1	食事
2	衣類の着脱
3	排せつ
4	入浴

● 支給制限（次のいずれかに該当する場合は、手当は支給されません）

- ① 受給資格に該当しなくなったとき
- ② 新十津川町に住所を有さないとき
- ③ 連続して30日以上入院したとき
- ④ 入院または短期入所利用日が、11日以上ある月が3カ月続いたとき

● 手当の額と支給月

月額 15,000 円

手当は6月、9月、12月および3月に、それぞれの月までの分をまとめて支給されます。

お問い合わせ

保健福祉課 子育て・福祉グループ（役場庁舎1F） ☎ 72-2035

児童扶養手当

父母の離婚などで、父または母と生計を同じくしていないひとり親家庭の児童（18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある児童、または20歳未満で一定の障がい状態にある児童）を養育するひとり親に支給されます。特別児童扶養手当および障害児福祉手当との併給も可能です。

● 手当支給額

受給者本人または受給者と生計を同じくする扶養義務者の所得に応じて次表のとおり手当の額が異なります。所得が一定以上である場合には手当の一部または全部が支給されません。

● 手当支給額

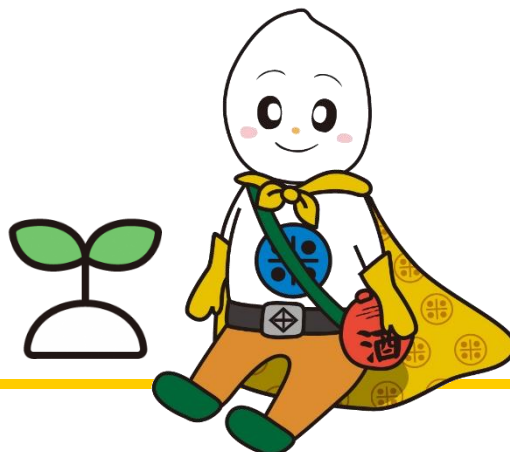
対象児童数	全部支給（月額）	一部支給（月額）
1人	46,690円	46,680円～11,010円
2人	57,720円	57,700円～16,530円
3人	68,750円	68,720円～22,050円

※ 2人目以降は児童が1人増すごとに11,030円ずつ加算されます。

※ 手当額は、全国消費者物価指数の動向に合わせて改定されます。

お問い合わせ

保健福祉課 子育て・福祉グループ（役場庁舎1F） ☎ 72-2035



障害年金

障害年金は、病気やけがによって生活や仕事などが制限されるようになった場合に、現役世代の方も含めて受け取ることができる年金です。

障害年金には「障害基礎年金」「障害厚生年金」があり、病気やけがで初めて医師の診療を受けたときに国民年金に加入していた場合は「障害基礎年金」、厚生年金に加入していた場合は「障害厚生年金」が請求できます。

なお、障害厚生年金に該当する状態よりも軽い障害が残ったときは、障害手当金（一時金）を受け取ることができる制度があります。また、障害年金を受け取るには、年金の納付状況などの条件が設けられています。

お問い合わせ

砂川年金事務所 ☎ 0125-52-3890

ねんきんダイヤル ☎ 0570-05-1165

障害基礎年金または障害厚生年金（障害等級 1 級・2 級に限る）を受けの方は、国民年金保険料が免除されます。国民年金第 1 号被保険者の方は、障害基礎（厚生）年金の年金証書が届きましたら、役場住民課までご相談ください。

お問い合わせ

住民課 戸籍保険グループ（役場庁舎 1 F）☎ 76-2130

● 障害基礎年金

国民年金に加入している間、または 20 歳前（年金制度に加入していない期間）、もしくは 60 歳以上 65 歳未満（年金制度に加入していない期間で日本に住んでいる間）で、初診日（障害の原因となった病気やけがについて、初めて医師または歯科医師の診療を受けた日）のある病気やけがで、法令により定められた障害等級表（1 級・2 級）による障害の状態にあるときは障害基礎年金が支給されます。

○ 支給要件

障害基礎年金を受けるためには、初診日の前日において、次のいずれかの要件を満たしていること（保険料納付要件）が必要です。ただし、20歳前の年金制度に加入していない期間に初診日がある場合は、納付要件はありません。

1	初診日のある月の前々月までの公的年金の加入期間の3分の2以上の期間について、保険料が納付または免除されていること
2	初診日において65歳未満であり、初診日のある月の前々月までの1年間に保険料の未納がないこと

● 障害厚生年金・障害手当金

厚生年金に加入している間に初診日のある病気やけがで障害基礎年金の1級または2級に該当する障害の状態になったときは、障害基礎年金に上乗せして障害厚生年金が支給されます。

また、障害の状態が2級に該当しない軽い程度の障害のときは3級の障害厚生年金が支給されます。

なお、初診日から5年以内に病気やけがが治り、障害厚生年金を受けるよりも軽い障害が残ったときには障害手当金（一時金）が支給されます。

○ 支給要件

障害厚生年金・障害手当金を受けるためには、初診日の前日において、次のいずれかの要件を満たしていること（保険料納付要件）が必要です。

1	初診日のある月の前々月までの公的年金の加入期間の3分の2以上の期間について、保険料が納付または免除されていること
2	初診日において65歳未満であり、初診日のある月の前々月までの1年間に保険料の未納がないこと

お問い合わせ

砂川年金事務所 ☎ 0125-52-3890

ねんきんダイヤル ☎ 0570-05-1165